

平成 29 年 2 月 15 日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社
(管理会社コード：13134)
代表者名 代表理事社長 具 聖勳
(銘柄コード：1313 (東証外国 ETF))
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所
弁護士 伊東 啓
(TEL. 03 - 6250 - 6200)

信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX200 証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本件、信託契約変更は、2016 年 8 月 17 日に決定されたものであり、本来であれば、当該決定後直ちに開示すべきところ本日の開示となりました。

記

1. 変更決定日 : 2016 年 8 月 17 日
2. 効力発生日 : 2016 年 8 月 17 日
3. 変更の理由 : 韓国における資本市場と金融投資業に関する法律施行令の一部改正に伴う変更及び文言修正
4. 変更内容 : 第 36 条及び附則
(下線__は変更箇所です。)

項目	変更前	変更後
第 36 条 (運用制限)	10. この投資信託財産で同じ投資信託の投資信託証券総数の 100 分の 20 を超過して投資する行為。この場合、その比率の計算は投資する日を基準とする。 <u>(追加)</u>	10. この投資信託財産で同じ投資信託の投資信託証券総数の 100 分の 20 を超過して投資する行為。この場合、その比率の計算は投資する日を基準とする。 <u>但し、法第 234 条に基づく 上場指数投資信託の投資信託証券には、同じ投資信託の投資信託証券総数の 100 分の 50 まで投資でき、その比率の計算は投資する日を基準とする。</u>
附則	<u>(新設)</u>	<u>第 1 条(施行日) 本信託契約の変更は、投資信託が金融委員会に変更登録された日に施行される。(法改正事項の反映)</u>

以上